# 委　託　契　約　書（案）

信州つばさプロジェクト実行委員会委員長　田中　篤（以下「委託者」という。）と○○○○（以下「受託者」という。）は、次の条項により、令和８年度「信州つばさプロジェクト」県企画プログラム「SDGs探究コースⅠ（国際理解）」の企画・運営に関する委託契約を締結する。

（総則）
第１条　委託者と受託者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。
２　受託者は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（委託業務）
第２条　委託業務の名称及び内容は、次のとおりとする。
(1) 業務の名称
令和８年度「信州つばさプロジェクト」県企画プログラム「SDGs 探究コースⅠ（国際理解）」企画・運営業務委託
(2) 業務の内容
別紙 令和８年度「信州つばさプロジェクト」県企画プログラム「SDGs 探究コースⅠ（国際理解）」企画・運営業務委託仕様書のとおり。

（履行期間）
第３条　委託業務の履行期間は、契約締結の日から令和８年 12 月 25 日までとする。

（契約金額及び委託料）
第４条　契約金額は、《　　　　　　　　　　　　》円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は《　　　　　　　　》円）とする。

（契約保証金）
第５条　契約保証金《　　　　　　　　》円とし、過去に同種同規模の業務を行った実績により、その納付を免除する。ただし、受託者がこの契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を委託者に納付しなければならない。

（委託業務の処理方法等）
第６条　受託者は、別紙の仕様書に基づき委託業務を実施しなければならない。
２　受託者は、前項の仕様書及び企画提案書に定めのない事項については、委託者の指示を受け委託業務を実施しなければならない。
３　受託者は、委託業務を開始したとき又は業務実施代理人を定めたときは、その旨を委託者に届けなければならない。

４　受託者は、委託者から請求があったときは、委託業務の進捗状況について委託者に報告をしなければならない。

（業務完了報告及び検査）

第７条　受託者は、業務が完了したときは、委託契約終了から１か月以内または 12 月 25 日のいずれか早い日までに成果物を提出しなければならない。

２　委託者は、前項の成果物の納入があったときは、10 日以内に内容の検査を行わなくてはならない。

３　受託者は、前項の規定による検査の結果不合格となったときは、委託者の指定する日までに補正して納入し、再度検査を受けなければならない。

４　前２項に規定する検査に要する費用は、受託者の負担とする。

（委託料の支払）

第８条　委託者は、第７条の規定により引渡しを受けた後、受託者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から 30 日以内に第４条に規定する委託料を支払うものとする。

２　委託者が、その責に帰すべき事由により、第７条第２項に規定する検査をしないときは、その遅滞日数は、前項に規定する日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が 30 日を超えるときは、前項に規定する期間は、遅延日数が 30 日を超えた日に満了したものとみなす。

（損害の負担）

第９条　委託業務の遂行に関し生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、受託者が負担する。ただし、その損害が委託者の責に帰する事由による場合は、委託者はその損害を負担するものとし、その額は、委託者と受託者両者が協議して決めるものとする。

（危険負担）

第 10 条 第７条の規定による納入の前に生じたこの契約による委託業務の成果物(以下「業務成果物」という。)の亡失又はき損による損害は、受託者の負担とする。

（瑕疵負担）

第 11 条 受託者は、業務成果物の納入の後１年間に、当該業務成果物に契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）が発見されたときは、委託者の指定する日までに、自らの負担において契約不適合を補修し、又は代品を納入しなければならない。

（権利義務の譲渡・継承）

第 12 条 受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承認した場合は、この限りではない。

（個人情報の保護）

第 13 条 委託者は、委託業務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（再委託の禁止）

第 14 条 受託者は、委託契約を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでない。

（契約内容の変更）

第 15 条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務内容を変更することができる。

２ 前項の場合、委託者と受託者が協議の上、委託料、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。

３ 委託者は、第１項の変更により受託者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（契約解除）

第 16 条 委託者は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 受託者が、その責に帰すべき事由により、第３条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。

(2) 受託者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から委託者が受けたとき。

(3) 前各号の場合のほか、受託者がこの契約に違反したとき。

（談合その他の不正行為による解除）

第 16 条の２ 委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第７条第１項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第７条の２第１項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６又は第 198 条の規定に該当し、刑が確定したとき。

（再委託契約に関する契約解除）

第 16 条の３ 委託者は、この契約の受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、受託者に対して再委託契約の解除を求めることができる。

２ 委託者は、受託者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。

（債務不履行の損害賠償）

第 17 条 受託者は、その責に帰すべき事由により、第３条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は第７条第１項に規定する期限までに所定の納入をしないときは、当該期限の翌日から委託業務を完了した日又は所定の納入等をした日までの日数に応じ、実行委員会が負担する委託料に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第８条第１項の規定により財務大臣

が決定し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和 24 年 12 月大蔵省告示第 991 号）で告示された率（以下「政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条第１項の規定による率」という。）を乗じて計算した　額の遅延損害金を委託者に支払わなければならない。

２　委託者は、その責に帰すべき事由により、第８条第１項に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第８条第１項の規定により財務大臣が決定し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和 24 年 12 月大蔵省告示第 991 号）で告示された率（以下「政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条第１項の規定による率」という。）を乗じて計算した額の遅延利息を受託者に支払わなければならない。

３　受託者は、第９条の場合において、委託者に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として委託者に支払わなければならない。

４　受託者は、第 16 条から第 16 条の３までの規定により契約が解除されたときは、第５条に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として委託者に支払わなければならない。

５　委託者は、前項の場合において、第５条第１項の規定による契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

６　受託者は第１項又は第４項の場合において、委託者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても委託者に支払わなければならない。

（賠償の予約）

第 18 条 受託者は第 16 条の２各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の２倍に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第 16 条の２第１号の場合において、命令の対象となる行為が独占禁止法第２条第９項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第６項で規定する不当廉売であるとき、その他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

２　前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務）

第 19 条 受託者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（疑義の解決）

第 20 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、委託者と受託者両者が協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書２通を作成し、委託者と受託者両名が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和８年　月　　日

委託者　長野県長野市大字南長野字幅下 692-2
　　　　信州つばさプロジェクト実行委員会
　　　　委員長　田中　篤

受託者　（所在地）
　　　　（商号又は名称）
　　　　（代表）